第七日目「生活不安・貧困・社会的排除について考える」

谷口伊三美(リカバリハウスいちご) 生活保護問題対策全国会議 幹事

(1)コロナ禍で広がる貧困、活用しにくい「生活保護」

■コロナ禍の中、倒産や廃業が相次ぎ、多くの雇用が失われた。

2021年1月、菅首相は国会で「最終的には生活保護という仕組み」があると発言。 厚労省は同省のホームページで「生活保護は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」と呼びかけた。このような呼びかけははじめてのこと。

■進まなかった生活保護の利用

コロナ禍で生活保護の利用者数はわずかだが減少した。

多くの人は生活困窮に際して、生活保護ではなく貸付制度を利用した。

※緊急小口資金・総合支援金の貸付総額は1兆3600億円を超えた。

- ■生活保護の利用が進まなかったのは?
- ・生活保護への忌避間 「生活保護だけは受けたくありません・・・」
- ・貸付制度への誘導 役所の窓口で貸付をすすめられる
- ・申請の妨害 申請をさせない窓口対応、水際作戦の展開
- ・政府や自治体等の広報の不足

(2)依存症からの回復のため生活保護制度を活用する

依存症からの回復にはある程度の期間が必要。その間の生活費や治療費を確保するために 生活保護制度の利用が必要となる。

- ■根強い生活保護制度へのマイナスイメージ、偏見と誤解
- ・生活保護受給者の大半は不正受給というようなイメージ
- ・制度への誤解

「借金があると受けられない」「住所がないと受けられない」など

- ■生活保護を管轄する福祉事務所現場の劣化
- ・コロナ禍でも続く水際作戦
- ・移送費など一時扶助の出し渋りなど
- ■生活保護制度を正しく理解し、活用する

(3)現代の日本社会と回復のイメージ

- ・広がる格差、非正規雇用 上がらない賃金
- ・フルタイムで働いても最低賃金では生活保護を脱却できない
- ・目指すべきは「人間らしい」生活